平成２９年（フ）第８０号
長野県佐久市根々井203番地５
債務者　上田　道保
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１７４号
長野県塩尻市大字大小屋26番地７　イーグルハイツ２階　202号室
債務者　中原　正夫
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３１９号
岐阜市森東150番地２（サンコーポＮｏ．14102号室）
債務者　足立　郁美
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３２５号
岐阜県郡上市高鷲町大鷲1085番地４、前住所岐阜市東鶉１丁目59番地（ＲＥＡ信　206号室）
債務者　三島　尚文
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１５７５号
愛知県小牧市大字三ツ渕1643番地１　カーサラッフィナートⅠ202号
債務者　中岡　芳正
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６４２号
名古屋市東区矢田１丁目11番31号　ヴェレーナ大曽根102号
債務者　松村　哲雄
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６６９号
名古屋市瑞穂区竹田町１丁目13番地の７　ハートイン竹田町３Ａ号
債務者　伊藤　康晴
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１２号
三重県津市白塚町58番地３　白塚団地５－504号
債務者　國田　克輝
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８５号
三重県桑名市多度町小山2629番地１（９街区２）
債務者　石原ひとみ
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
三重県三重郡川越町大字豊田401番地
債務者　鈴木　修司
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１９７号
三重県四日市市大矢知町261番地１、前住所三重県四日市市下之宮町214番地　シティハイツプラザ２－Ｅ
債務者　打田　征也
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
三重県四日市市白須賀２丁目８番17号　リバーサイド203
債務者　橋本　真和
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
三重県桑名市長島町西外面2275番地２
債務者　高木　正和
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
滋賀県湖南市三雲292　玉木マンション302、住民票上の住所滋賀県湖南市吉永223番地25
債務者　有久美弥子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５２号
滋賀県栗東市中沢３丁目３番７－303号　中沢椋館、前住所大津市野郷原１丁目１番23－103号
債務者　柴田　義宏
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８４号
滋賀県甲賀市水口町八光３番39－205号、前住所滋賀県草津市野村１丁目19番11－303号北川マイルーム88
債務者　山口　絢子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大津地方裁判所民事部